

**新潟県条例第7号**

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(新潟県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

**第1条** 新潟県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年新潟県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(設立の認証申請)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>法第10条第4項</u>に規定する条例で定める軽微な不備は、誤記その他明白な誤りであって、申請の実質的な内容に影響を及ぼさないものとする。</p> <p>7 <u>法第10条第4項</u>の規定により補正しようとする者は、規則で定めるところにより、補正の内容及び理由を記載した書面に、補正後の申請書又は申請書に添付された法第10条第1項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 前条第6項及び第7項の規定は、<u>法第25条第5項</u>において準用する<u>法第10条第4項</u>の規定を適用する場合について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(合併の認証申請)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 第2条第2項から第5項までの規定は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号ハの規定を適用する場合について、第2条第6項及び第7項の規定は法第34条第5項において準用する<u>法第10条第4項</u>の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。</p>	<p>(設立の認証申請)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>法第10条第3項</u>に規定する条例で定める軽微な不備は、誤記その他明白な誤りであって、申請の実質的な内容に影響を及ぼさないものとする。</p> <p>7 <u>法第10条第3項</u>の規定により補正しようとする者は、規則で定めるところにより、補正の内容及び理由を記載した書面に、補正後の申請書又は申請書に添付された法第10条第1項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 前条第6項及び第7項の規定は、<u>法第25条第5項</u>において準用する<u>法第10条第3項</u>の規定を適用する場合について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(合併の認証申請)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 第2条第2項から第5項までの規定は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号ハの規定を適用する場合について、第2条第6項及び第7項の規定は法第34条第5項において準用する<u>法第10条第3項</u>の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。</p>

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

**第2条** 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p><b>別表</b> (第2条関係)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 県民生活・環境部関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>7 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年新潟県条例第42号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		7 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年新潟県条例第42号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町	(略)	<p><b>別表</b> (第2条関係)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 県民生活・環境部関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>7 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年新潟県条例第42号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		7 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年新潟県条例第42号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町	(略)
事 務	市町村												
(略)													
7 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年新潟県条例第42号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町	(略)												
事 務	市町村												
(略)													
7 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年新潟県条例第42号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町	(略)												

<p>村の区域内に事務所を設置する特定 非営利活動法人に係るものを除く。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第10条第2項（法第25条第5 項及び第34条第5項において準用 する場合を含む。）の規定による<u>公 表</u>及び縦覧</p> <p>(3)～(25) (略)</p>	<p>村の区域内に事務所を設置する特定 非営利活動法人に係るものを除く。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第10条第2項（法第25条第5 項及び第34条第5項において準用 する場合を含む。）の規定による<u>公 告</u>及び縦覧</p> <p>(3)～(25) (略)</p>
<p>(略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p>

**附 則**

この条例は、令和3年6月9日から施行する。